

国の介護保険事業（支援）計画の方向性について

（１）（社会福祉法等の一部を改正する法律による）第10期介護保険事業（支援）計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎えると見込まれている。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要となる。

そこで、「将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備する」としている。

①中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県の計画において以下を記載する

- ・介護サービス量の中長期的な推計
- ・将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策

2040 年に向けて介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図る

②医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村の計画において以下を勘案する

- ・医療と介護の連携の状況
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てる。

③人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化（障害福祉分野でも同様の見直し）

都道府県の計画において以下の取り組みと目標を明記する

- ・人材確保
- ・生産性向上
- ・経営改善

将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整える。

（２）第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①介護保険事業計画の策定（2040年を見据えた中長期的な推計、サービス提供体制の在り方）
- ②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築（医療との連携、高齢者住まいの状況）

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ①多様な主体とのつながりづくり（総合事業に該当しない多様な活動や事業）
- ②切れ目のない支援が提供される地域づくり（頼れる身寄りがいない高齢者対応）
- ③認知症施策推進計画を踏まえた取組推進

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①介護人材確保プラットフォームの構築、生産性向上促進のための協議会
- ②テクノロジーの活用、協働化・大規模化の推進